

## 大和市条例第8号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第8号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大和市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その他」を「等」に改める。

第8条中「市長は」の次に「、第4条に規定する診療費用等に係る債権について」を加え、「、第4条に規定する診療費用等に係る債権（以下この条において「債権」という。）」を「は、これ」に改め、同条第1号中「債権の消滅時効に係る3年の時効期間」を「民法（明治29年法律第89号）第166条第1項に規定する消滅時効の期間」に改め、同条第2号及び第3号中「債権を支払うべき者」を「債務者」に改め、同条第4号中「市」を「本市」に改める。

第9条中「を買入れ、」を「の買入れ」に改める。

第11条見出し中「負担つき寄付」を「負担付き寄附」に改め、同条中「負担つきの寄付」を「負担付きの寄附」に改める。

第12条第1項中「3月31日」を「翌年3月31日」に、「5月31日」を「翌年5月31日」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「5月31日」を「翌年5月31日」に改める。

別表第1、1 使用料の表非紹介患者の初診時選定療養の額の項中「非紹介患者の初診時」を「初診に係る」に、「1,800円」を「5,000円（ただし、歯科医師である保険医による初診の場合は3,000円）」に改め、同表再診に係る選定療養の額の項中「350円」を「2,500円（ただし、歯科医師である保険医による再診の場合は1,500円）」に改め、同表備考第2項中「特別室」を「この表の規定にかかわらず、特別室」に、「加算額」を「特別室加算額及び個室加算額」に改め、同表備考に次の1項を加える。

4 この表において「初診」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及

び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号の初診をいい、「再診」とは、同条第5号の再診をいう。

別表第1、2 手数料の表備考第1項中「診断書」を「この表において「診断書」に、「もの」を「診断書」に改め、同表備考第2項中「特別診断書」を「この表において「特別診断書」に、「その他の損害保険会社、生命保険会社等に提出する」を「等を使用する」に改め、同表備考第3項中「証明書」を「この表において「証明書」に、「もの」を「証明書」に改め、同表備考第4項中「特別証明書」を「この表において「特別証明書」に、「明細書」を「証明書」に改め、同表備考第5項中「成年後見人制度用書類」を「この表において「成年後見人制度用書類」に改め、「(明治29年法律第89号)」を削る。

別表第2金額の欄中「加算する」を「加算した額」に、「1日1回」を「1回当たりの1日」に、「)。」を「)」に改め、同表備考中「上記」を「この表の規定」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第4条第4項、第8条、第9条、第11条並びに第12条第1項及び第2項の改正規定、別表第1、1 使用料の表備考の改正規定及び同表備考に1項を加える改正規定並びに同表2 手数料の表備考及び別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。